

岩手県告示第438号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成30年岩手県告示第3号）で公示した公共測量を終了した旨花巻市長から次のとおり通知があった。

平成30年5月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 花巻市二枚橋地区
- 2 実施した期間 平成29年12月1日から平成30年3月30日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（現地測量・基準点測量）